様式第３ ［略］ 当社（私）は、中小企業等経営強化法第42条において準用する同法第33条第２項において準用する同法第32条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。 ［略］ **様式第４** ［略］ 認定に係る業務を廃止するので、中小企業等経営強化法第42条において準用する同法第34条の規定により、下記のとおり届け出ます。 ［略］	**様式第３** ［略］ 当社（私）は、中小企業等経営強化法第43条において準用する同法第34条第２項において準用する同法第33条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。 ［略］ **様式第４** ［略］ 認定に係る業務を廃止するので、中小企業等経営強化法第43条において準用する同法第35条の規定により、下記のとおり届け出ます。 ［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この命令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、異分野連携新事業分野開拓に関する命令を廃止する命令を次のように定める。

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

異分野連携新事業分野開拓に関する命令を廃止する命令

異分野連携新事業分野開拓に関する命令（平成十七年内閣府、厚生労働省、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）は、廃止する。

附　則

この命令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

○内閣府、財務省、経済産業省令第五号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令の一部を改正する命令

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令（平成二十四年内閣府、財務省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十四条第一項第三号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令	沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令
一～五　［略］	一～五　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この命令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。